

土地改良長期計画の策定に係る関係資料

【 参 考 資 料 】

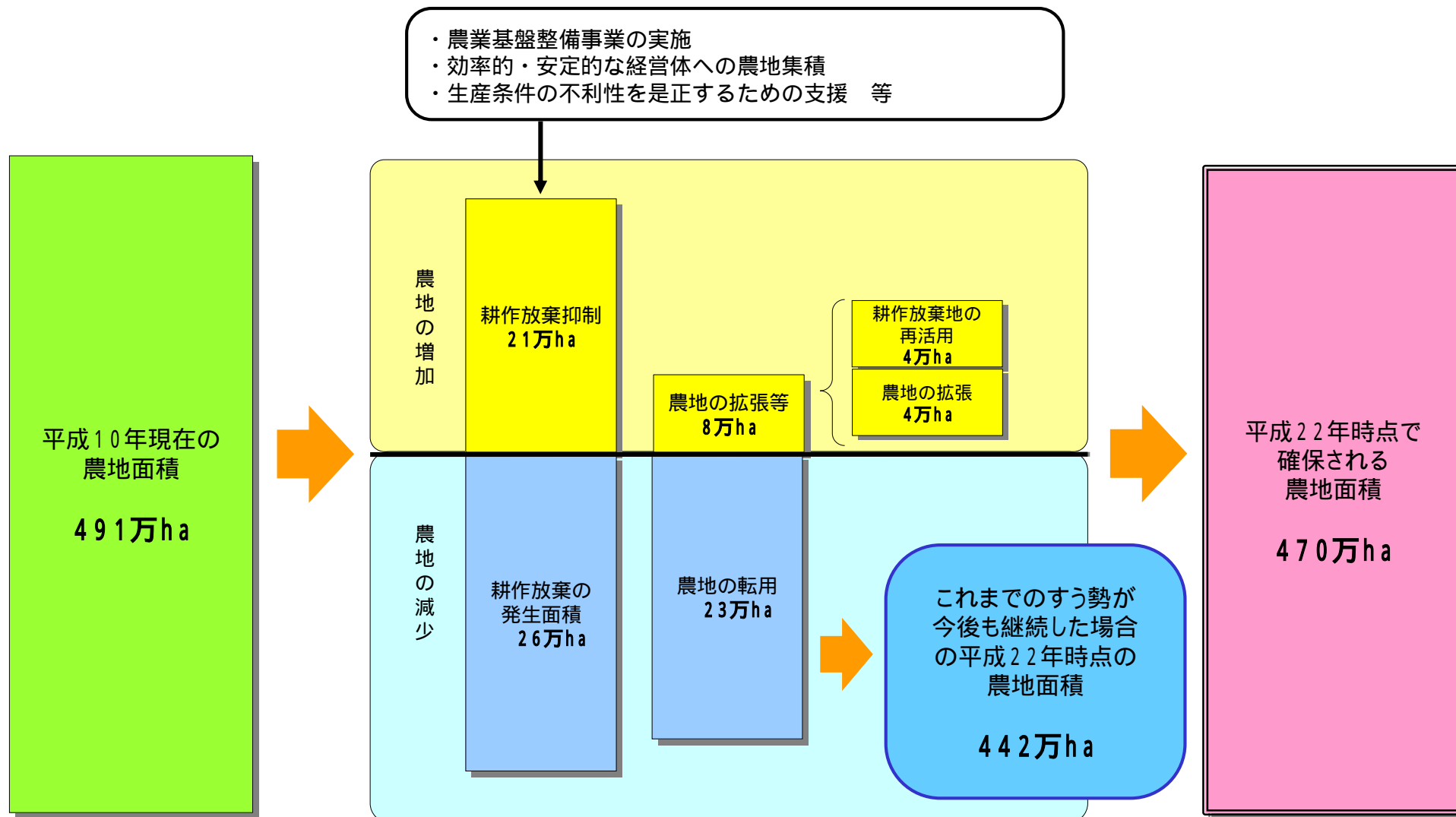
平成 1 4 年 6 月

目 次

	頁
資料 1 農地の確保（耕作放棄地の防止等）	1
資料 2 作物別主要産地における整備工種	2
資料 3 自然環境再生整備構想検討調査 （北海道サロベツ地区の湿原の保全と酪農の振興に向けた環境省と連携した調査）	10
「田んぼの生きもの調査」の結果	11
資料 4 経済財政諮問会議等における長期計画に係る論点	12
資料 5 実績評価による農業農村整備事業関係の 主要施策に係る目標とその目標達成に向けた取り組むべき課題	13
資料 6 食料・農業・農村関係をはじめとした 各分野での政策の方向と新たな長期計画の施策目標のイメージ	14
資料 7 土地改良法、政令及び省令上の規定	15
種別ごとの事業実施の目標	16

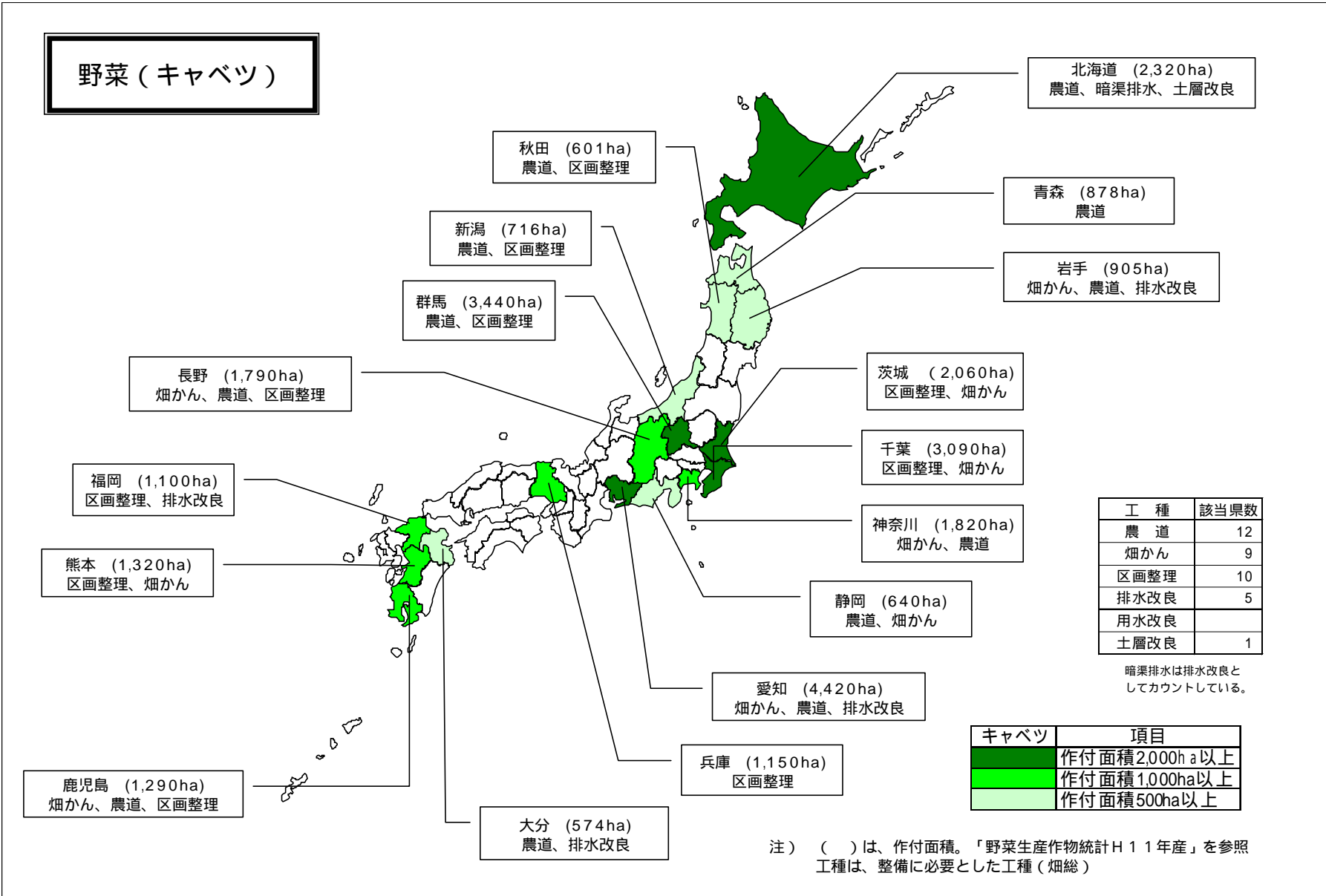
農地の確保(耕作放棄地の防止等)

平成22年時点で必要となる農地面積(470万ha)の確保・有効利用の促進のため、農業生産基盤の整備や、効率的かつ安定的な経営体への農地集積等の施策を通じた耕作放棄地の発生の抑制、再利用に向けた取組みが必要。

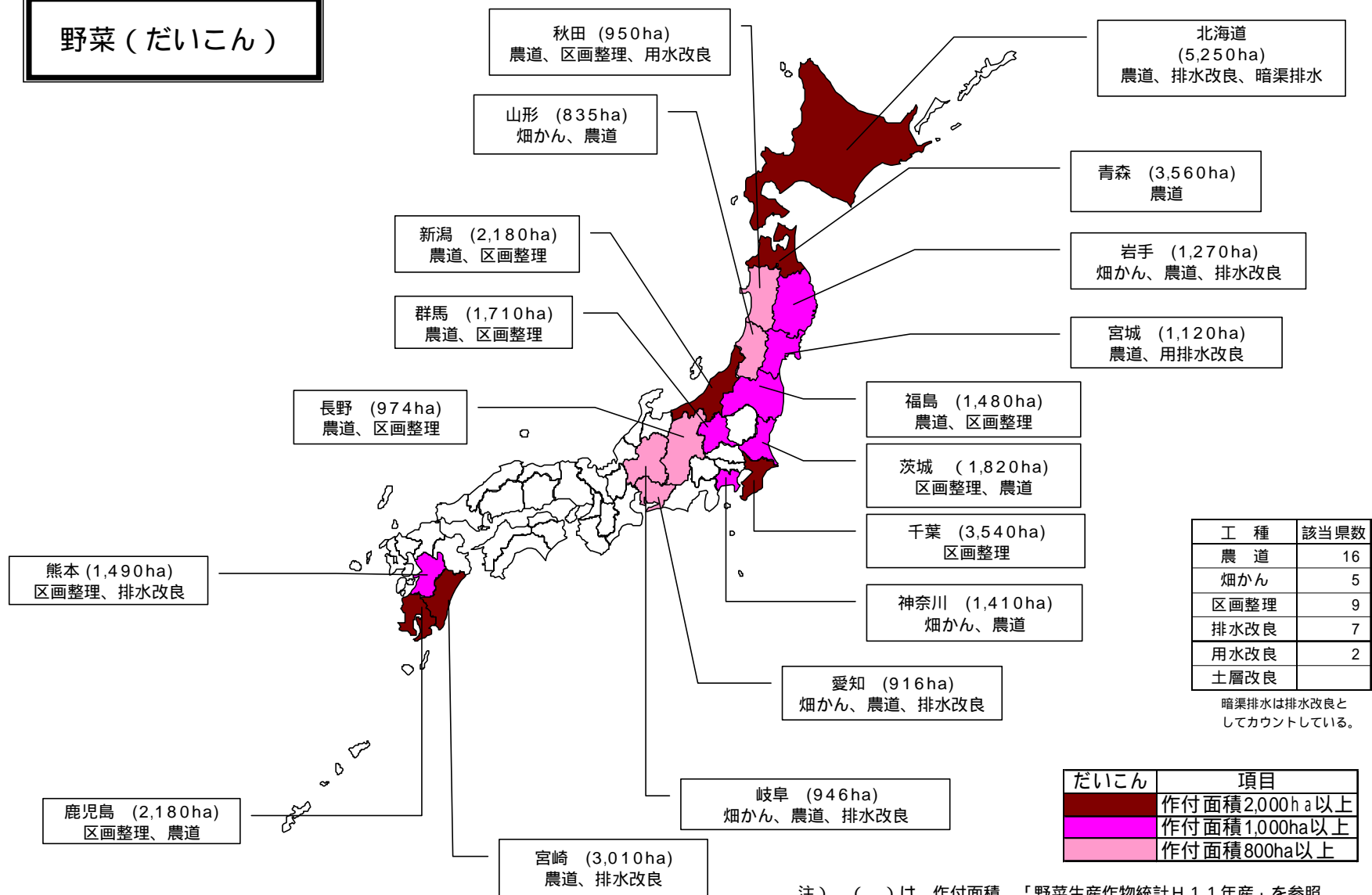


作物別主要産地における整備工種

野菜(キャベツ)



野菜（だいこん）



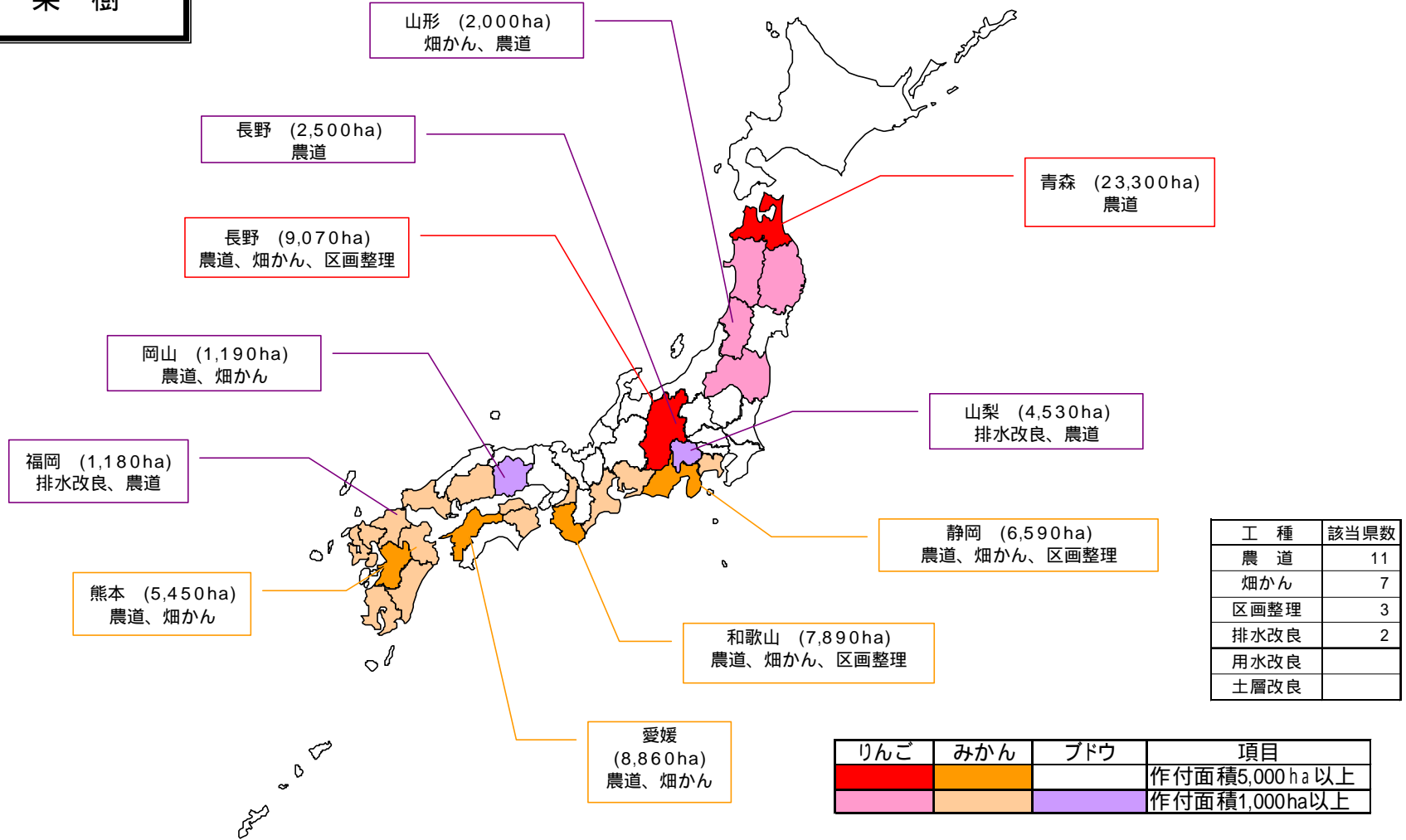
工種	該当県数
農道	16
畑かん	5
区画整理	9
排水改良	7
用水改良	2
土層改良	

暗渠排水は排水改良としてカウントしている。

だいこん	項目
■	作付面積2,000ha以上
■	作付面積1,000ha以上
■	作付面積800ha以上

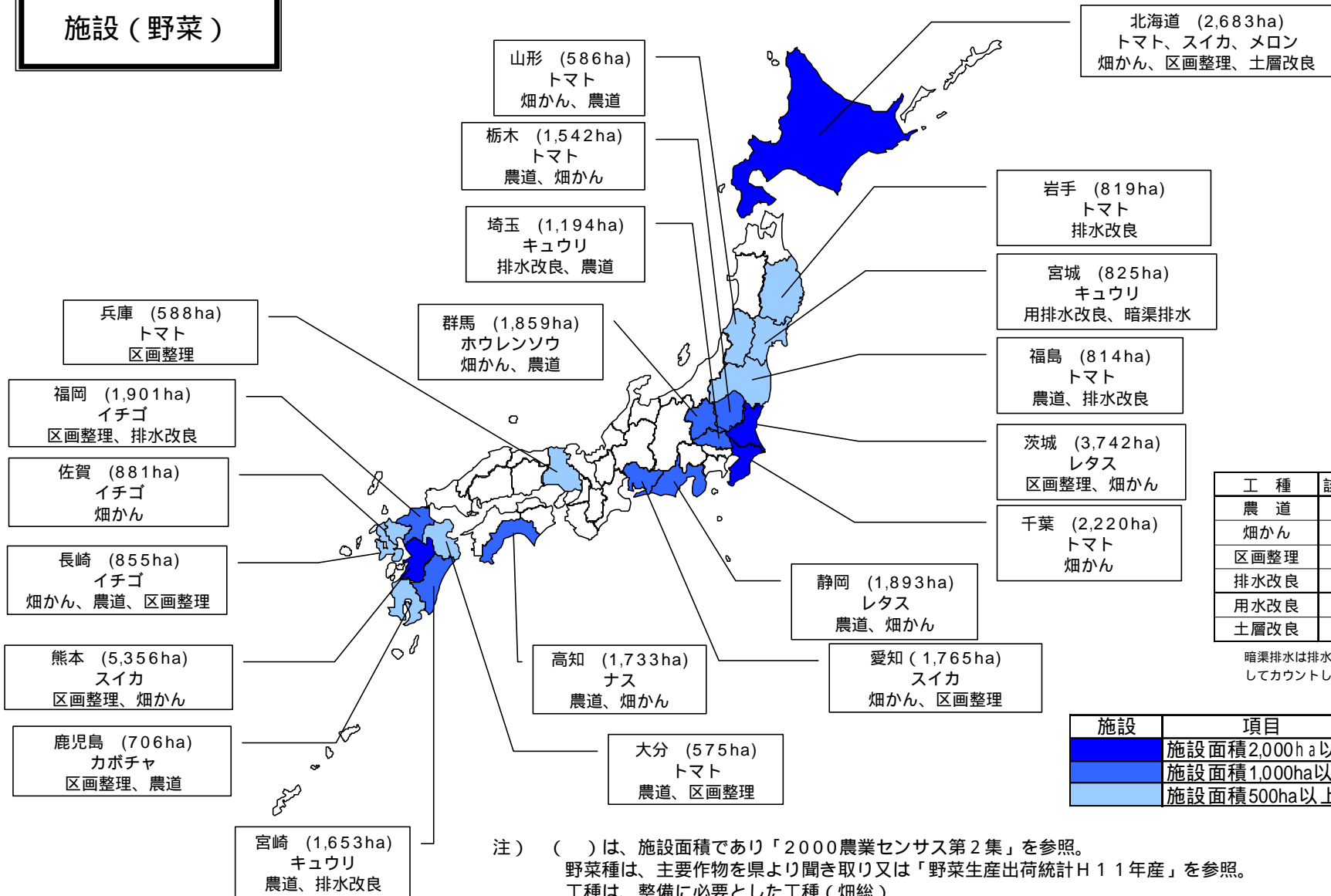
注) ()は、作付面積。「野菜生産作物統計H11年産」を参照
工種は、整備に必要とした工種(畑総)

果 樹

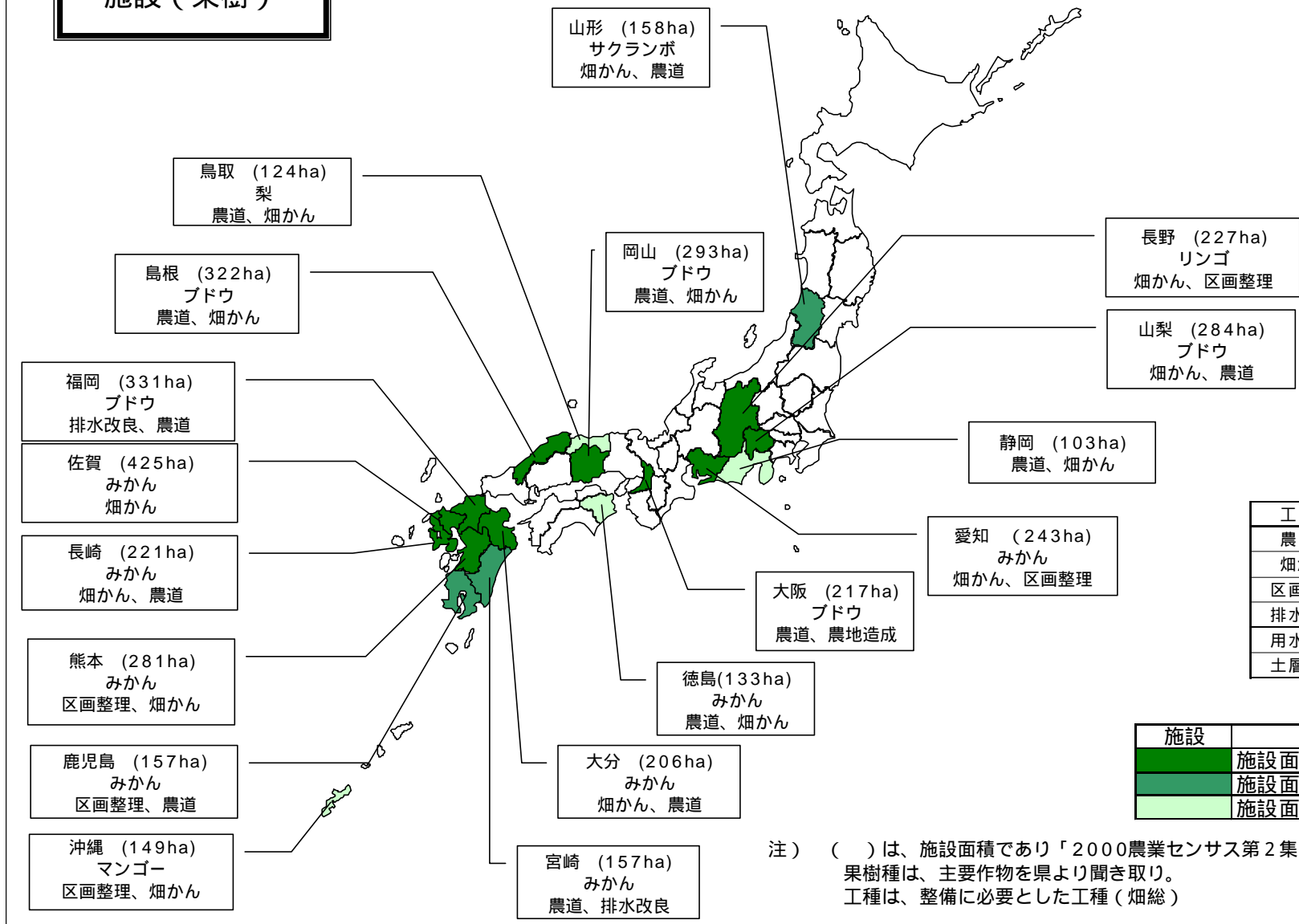


注) ()は、作付面積。「H13耕地及び作付面積統計」を参照
工種は、整備に必要とした工種(畑総)

施設（野菜）



施設（果樹）

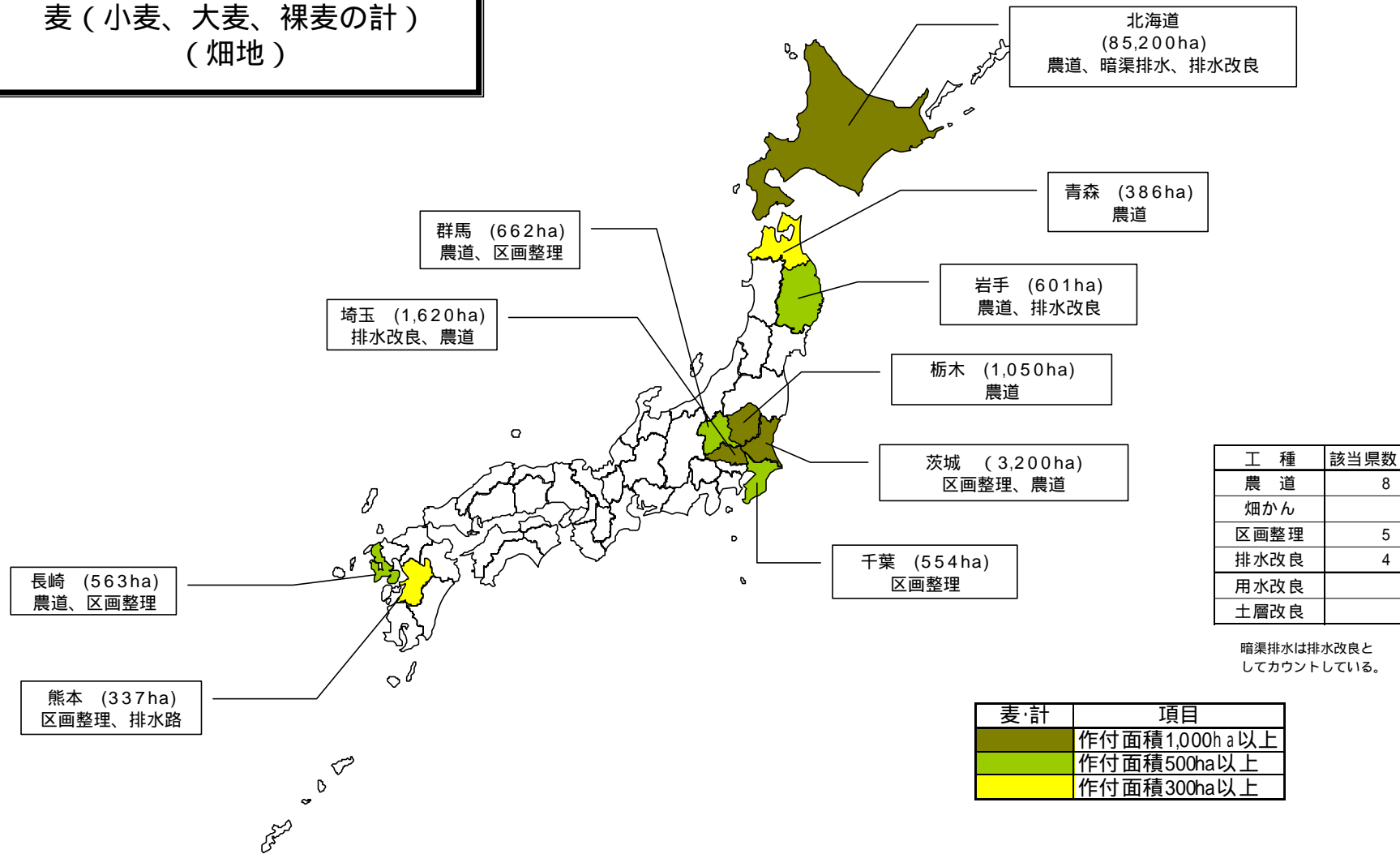


工種	該当県数
農道	13
畑かん	14
区画整理	5
排水改良	2
用水改良	
土層改良	

施設	項目
■	施設面積200ha以上
■	施設面積150ha以上
■	施設面積100ha以上

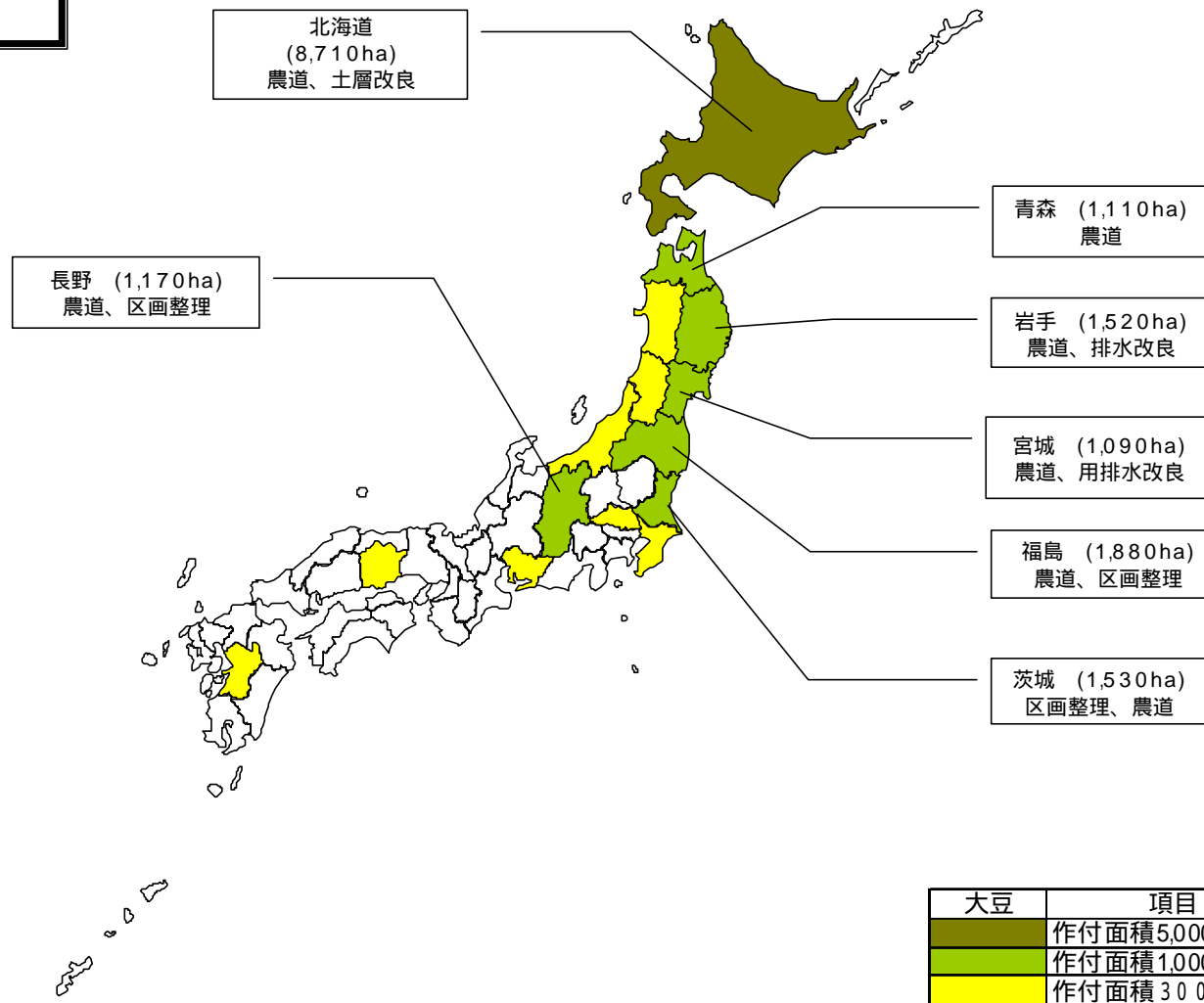
注) () は、施設面積であり「2000農業センサス第2集」を参照。
果樹種は、主要作物を県より聞き取り。
工種は、整備に必要とした工種（畑総）

麦（小麦、大麦、裸麦の計）
（畑地）



注) ()は、作付面積。「H13耕地及び作付面積統計」を参照
工種は、整備に必要とした工種（畑総）

大豆（畑地）

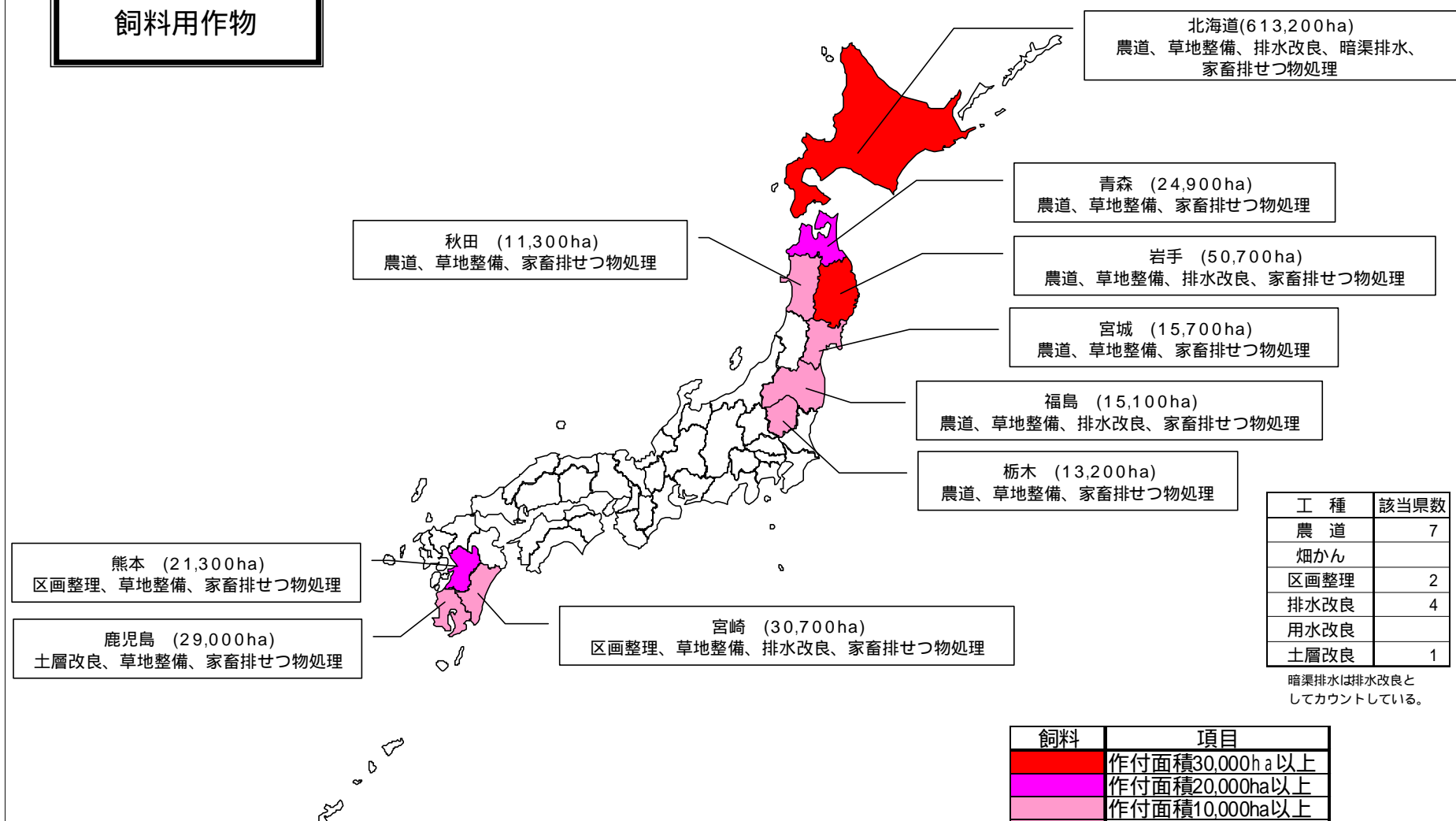


工種	該当県数
農道	7
畑かん	
区画整理	3
排水改良	2
用水改良	1
土層改良	1

大豆	項目
■	作付面積5,000ha以上
■	作付面積1,000ha以上
■	作付面積300ha以上

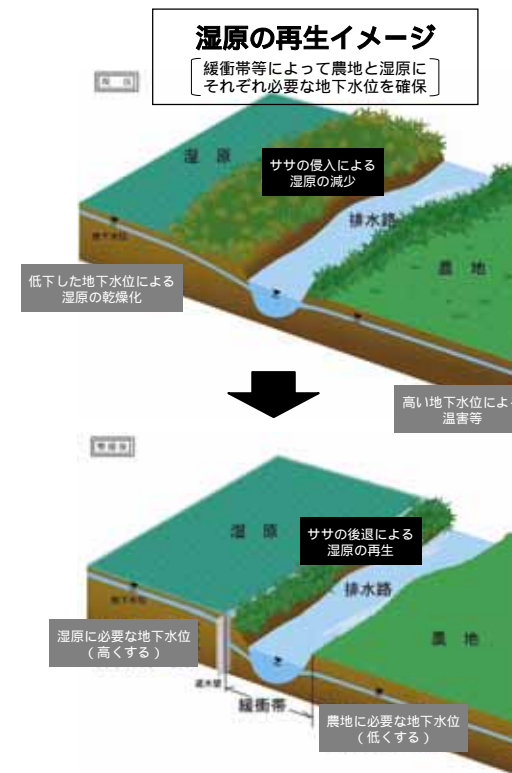
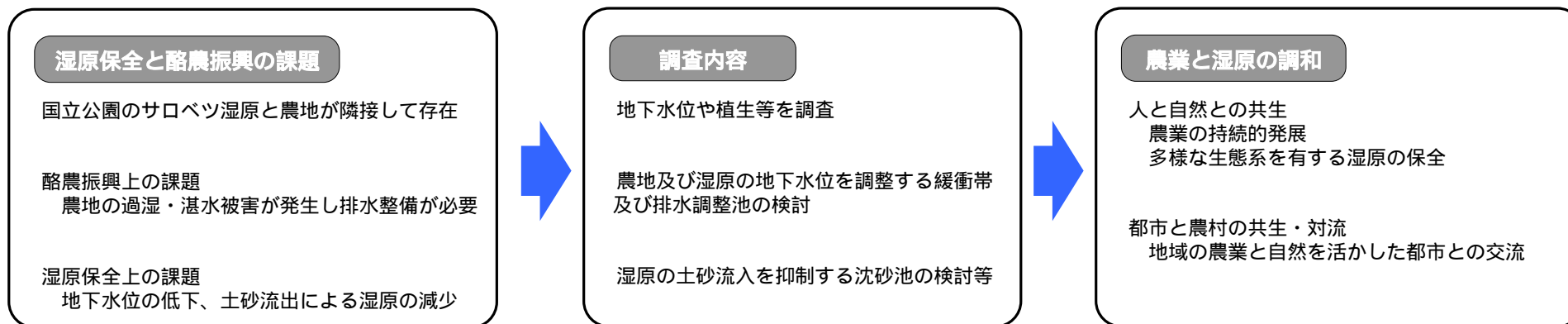
注) ()は、作付面積。「H13 耕地及び作付面積統計」を参照
工種は、整備に必要とした工種（畑総）

飼料用作物



注) ()は、作付面積。「H13耕地及び作付面積統計」よりH12年のデータを参照
工種は、整備に必要とした工種(畑地畑地帯総合整備事業及び畜産公共事業)

自然環境再生整備構想検討調査(北海道サロベツ地区の湿原の保全と酪農の振興に向けた環境省と連携した調査)



「田んぼの生きもの調査」の結果

H13年度 環境省との連携により全国211地区 1,098地点の水田、農業水路、ため池等で調査を実施。
我が国に生息する淡水魚約300種のうち、約2割強にあたる72種を確認。

H14年度も昨年に引き続き、環境省と連携して調査を実施。
今年度は、新たに国営事業所、水資源開発公団が調査に参加すると共に、一般調査員の公募も予定。

概要

調査場所 全国の水田、農業水路、ため池等
約1,100地点
協力機関 都道府県・土地改良区・小学校
こどもエコクラブ等

結果

《確認された魚》

・我が国に生息する淡水魚300種のうち
72種（希少種を10種含む）

《メダカの生息環境》

- ・流速が緩やかなところ（時速1km以下）
- ・産卵するための水生植物があるところ
- ・底に土があるところ
- ・魚が移動出来るところ

《環境省との連携》

・調査結果を環境省の「自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）」と情報交換

今後の展開

- ・調査結果を環境との調和に配慮した、技術指針の作成や工法に役立てる。
- ・地域住民が実施する環境保全や環境教育の活動との連携を図る。

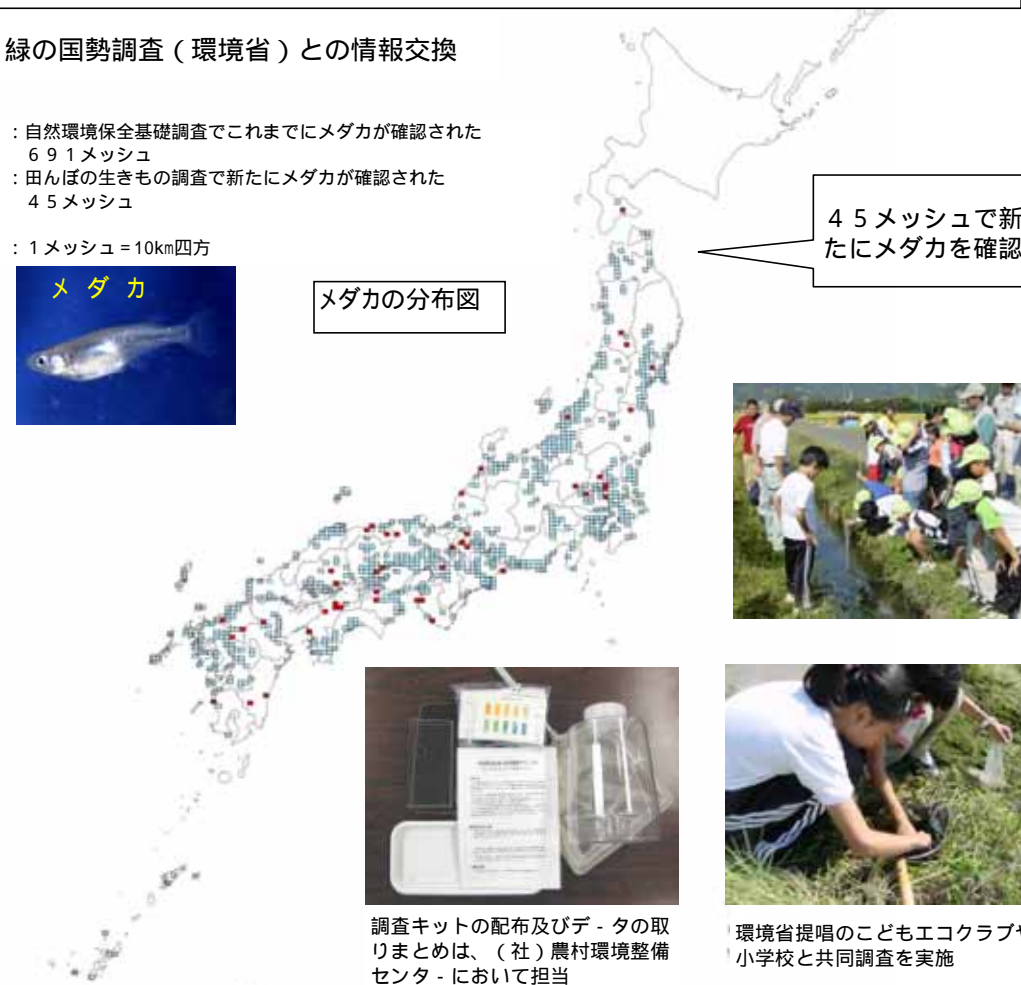
緑の国勢調査（環境省）との情報交換

- ：自然環境保全基礎調査でこれまでにメダカが確認された691メッシュ
- ：田んぼの生きもの調査で新たにメダカが確認された45メッシュ

：1メッシュ=10km四方



メダカの分布図



45メッシュで新たにメダカを確認



調査キットの配布及びデータの取りまとめは、(社)農村環境整備センターにおいて担当

環境省提唱のこどもエコクラブや小学校と共同調査を実施

経済財政諮問会議等における長期計画に係る論点

「従来の『事業量』から計画によって達成することを目指す成果とすべき」（「中期展望」）、「各計画の目標については、アウトカム目標を重視」（「基本方針」）とあり、アウトカム（成果）目標の必要性が明示。

効率的な計画づくりとなるよう、「異なる分野の計画間の整合性を確保」（「基本方針」）することを明記。

漁港漁場整備長期計画は、「アウトカム目標に変更」し、「目標達成の確実性が検証された地域に限定」した「構造改革計画」として策定（H14予算編成の基本方針）。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（平成13年6月26日閣議決定）

第2章 新世紀型の社会資本整備 - 効果と効率の追求 -

2. 硬直性の打破

（2）公共投資基本計画や分野毎に作成される長期計画など公共事業関係の「計画」は、（中略）以下の諸点や必要性そのものを含め見直しを行う。

（ ）各計画の目標については、アウトカム目標を重視するとともに、これまでの整備状況や経済社会の変化、費用対効果の観点等を踏まえて見直す。

（ ）地方が主体的に決定すべき地方単独事業は、国の各種公共事業関係計画の目標とは位置付けない。

（ ）異なる分野の計画間の整合性を確保する。

構造改革と経済財政の中期展望（平成14年1月25日閣議決定）

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

（4）社会資本整備の在り方

（公共事業関係の計画の見直し）

公共事業関係長期計画は、（中略）まず各計画の必要性そのものについて見直しを行う。その上で、今後とも策定することが必要と判断される場合には、計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果とすべきである。また、計画に基づく事業であっても、厳正な事前評価により事業の必要性が検証されたものを実施するなど、効率化のための取り組みを強化すべきである。（中略）。本「改革と展望」の策定をもって、公共投資基本計画についてはこれを廃止する。

平成14年度予算編成の基本方針（平成13年12月4日閣議決定）

歳出の見直しと構造改革の推進

8 社会資本整備

（公共事業の効率性・透明性の向上等）

漁港漁場整備長期計画については、事業実施について計画策定の重点を従来の「事業量」からアウトカム目標に変更するとともに、厳正な事前評価により目標達成の確実性が検証された地域に限定する等、効率的な事業実施の手法を導入した「構造改革計画」として策定する。

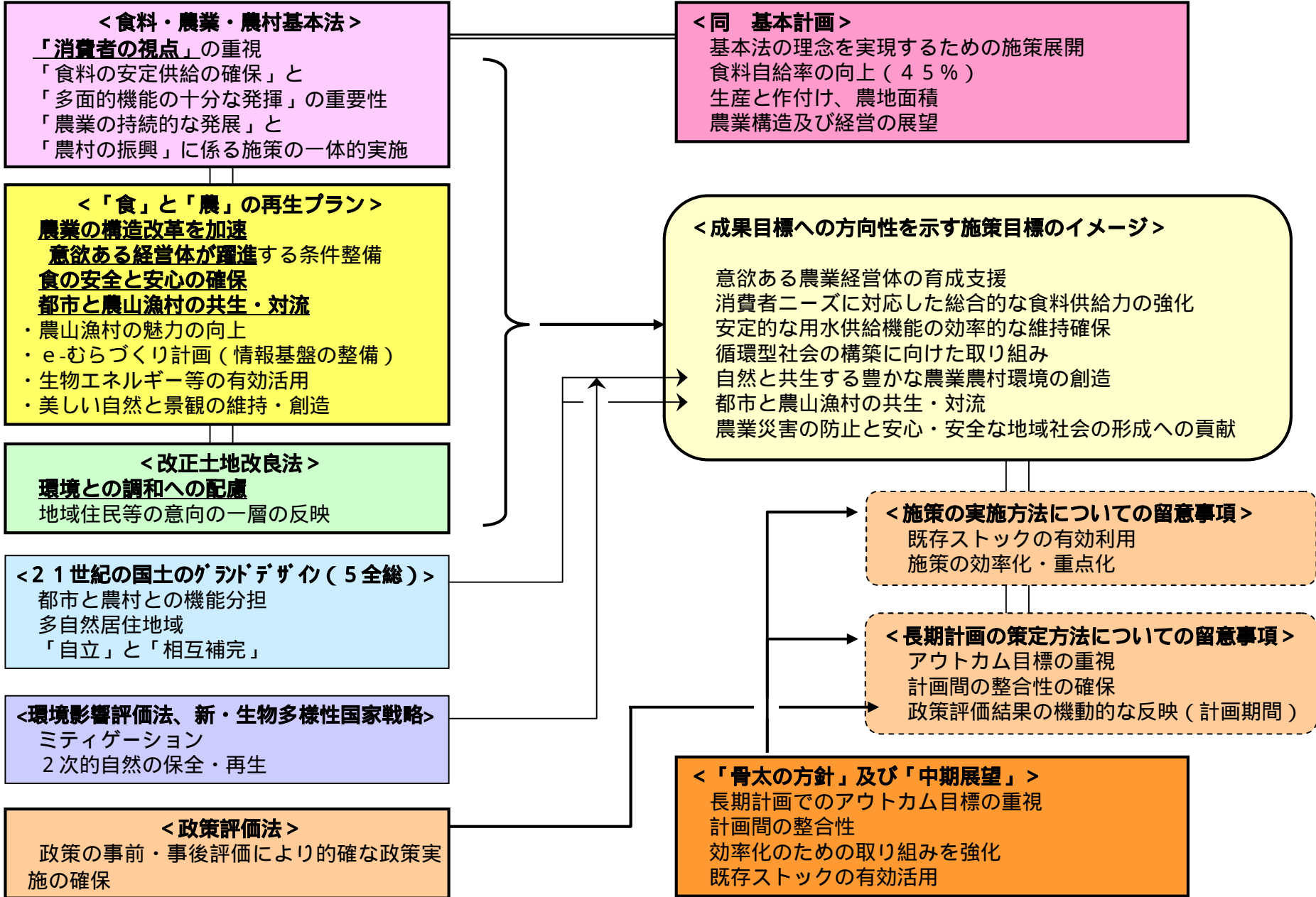
資料5	長期計画の策定に関連する近年の政策の方向 5 政策評価関係
-----	----------------------------------

実績評価による農業農村整備事業関係の主要施策に係る目標とその目標達成に向けた取り組むべき課題

政策分野	(1)立地条件に即した整備	(2)耕作放棄地の発生防止等による優良農地の確保	(3)農村地域の総合的整備の推進
目標値 (目標年度は H16年度)	農地流動化促進型の農地整備事業地域において、事業完了時で担い手の経営面積を概ね4割増加(各年度) 麦・大豆等の生産振興のため、概ね5割以上の水田を汎用化 野菜・果樹等の生産振興を図る畑の概ね3分の1以上で畑地かんがい用水を確保	集团的農地や土地基盤整備事業の対象地等の優良農地の減少傾向に歯止めをかける	事業実施地域の住民の農村整備に対する「満足度」100% 農業集落排水施設の整備率39%
関係者が取り組むべき課題	地域の農業の担い手への農地利用の集積に資する大区画ほ場の推進 麦、大豆等の生産振興に資する水田の汎用化等の基盤整備を推進 農業用排水施設の計画的かつ機動的な整備及び更新 上記3つの施策の意義について、農業者等の意識の向上を図る 施策の推進に当たって、適切な事前・実施中・事後における事業の評価、計画的な新規地区の採択、継続地区の完了促進及びコスト縮減対策への取り組みを通じた事業の効率的実施、透明性の向上	農業振興地域制度の適切な運用 耕作放棄の発生抑制等の取り組みを進め、農地の保全・有効利用を促進 ほ場整備事業等の農業生産基盤整備を推進 非農業的土地需要に対応した計画的な土地利用の確保	農業生産基盤の整備と農村の生活環境の一体的な整備 自然環境の保全、地域資源の循環利用の促進等に資する整備 ナショナルミニマムの実現の観点からの農村における污水处理施設等の整備 自然環境の保全、地域資源の循環利用の促進等に対する意識の向上 関係府省との施策の連携、広域連携の促進 地域住民の計画づくりへの参画 農村振興に関する国民機運の醸成

資料：平成13年度農林水産省政策評価実施方針

食料・農業・農村関係をはじめとした各分野での政策の方向と新たな長期計画の施策目標のイメージ



土地改良法、政令及び省令上の規定

土地改良法

第四条の二 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。

第四条の三 土地改良長期計画は、農業事情、国土資源の開発及び保全の状況、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、改定することができる。

土地改良法施行令

第一条の八 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、十年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

附則

32 財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第百九号）の施行の日をその計画期間に含む法第四条の二第一項の土地改良長期計画についての第一条の八の規定の適用については、同条中「十年」とあるのは「十四年」とする。

土地改良法施行規則

第五条の二 法第四条の二第二項の農林水産省令で定める土地改良事業の種別は、次に掲げるものとする。

- 一 農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なものの新設及び変更
- 二 農用地の利用上必要な農業用排水施設（前号に掲げるものを除く。）及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のため必要な事業
- 三 農用地の保全のため必要な事業
- 四 農用地の造成並びに埋立て及び干拓

種別ごとの事業実施の目標

<基本方針>

今後の農業発展方向に即応して農業基盤の整備及び開発を図り、農業構造の改善、農業生産の向上及び国内における食料供給力の維持強化に資することを目的

- ・ 地域における関係農業者等の合意形成を図りつつ、効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤の整備を推進
- ・ 景観形成や環境保全に配慮した快適で活力ある農村地域の形成及びその前提となる基幹農業用排水施設の整備並びに各種防災事業を推進
- ・ 農産物需給の動向等を考慮しつつ農用地造成を推進

新規事業の早期完了を図るほか、計画的に新規事業を実施

<種別ごとの事業の実施の目標>

農用地総合整備事業
 効率的かつ安定的に農業経営を行う者が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業基盤を整備
 快適な生活環境の形成等に配慮した農村地域の環境の改善及び国土資源の効率的利用に資するため、自然的、社会的条件等に応じた整備水準の達成に必要な事業を推進

<田>

- ・ 農地の流動化及び集団化と併せてほ場の大区画化を推進
- ・ ほ場整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備及び暗渠排水、客土等の事業を実施

<畑>

- ・ 畑地総合整備を中心に、農業用道路の整備、農業用排水施設の整備、区画整理等の事業を、快適な生活環境の形成等農村地域の環境の改善に配慮しつつ実施
- ・ 広域にわたる農産物の生産その他の営農の組織化のための農業用道路の整備を実施

基幹的農業用排水施設整備事業
 農用地整備の前提となる条件を整備
 農業上の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化

防災事業
 農業災害の軽減及び農業用水の汚濁、農用地の土壌の汚染その他の公害の防止又は除去
 農地防災、農地保全、公害対策等の各種防災事業を総合的に推進
 農用地の保全を通じた国土の保全

農用地造成事業
 農産物の需給の動向及び立地条件を考慮しつつ、地域の特性に応じた多様な農業生産の展開を図る
 国土資源の効率的利用に資するため、草地の造成、既耕地の整備と一体的な農地の造成等を行う

<事業費>

21兆9,500億円

6兆3,300億円

2兆6,700億円

1兆4,100億円